田村まみ通信

12月号

田村まみ　厚生労働委員会で初質問!!

VS 迷惑行為（ハラスメント）について

田村まみの主張

ILO総会で採択されたハラスメント禁止条約を我が国も批准すべし。
条約では、**仕事の場で**暴力及びハラスメントを禁止するための法令が求められている。
条約の保護対象者には、求職者、インターン、ボランティアなど雇用関係にない者も含まれている。

▽

批准するには、国内法制との整合性が必要
国内法でもより明確な禁止規定党が必要となりハラスメントのない社会の実現に近づく

加藤厚生労働大臣

新たな国際基準の必要性、意義は大きいと評価。
仕事の場での暴力とハラスメントに関する条約については日本も賛成している。

▽

議論をしているハラスメント防止対策を強化する改正法の成立を踏まえ、ハラスメントの指針等を多様な意見を取り入れ確立し、暴力とハラスメントのない社会の実現に向け努力する。

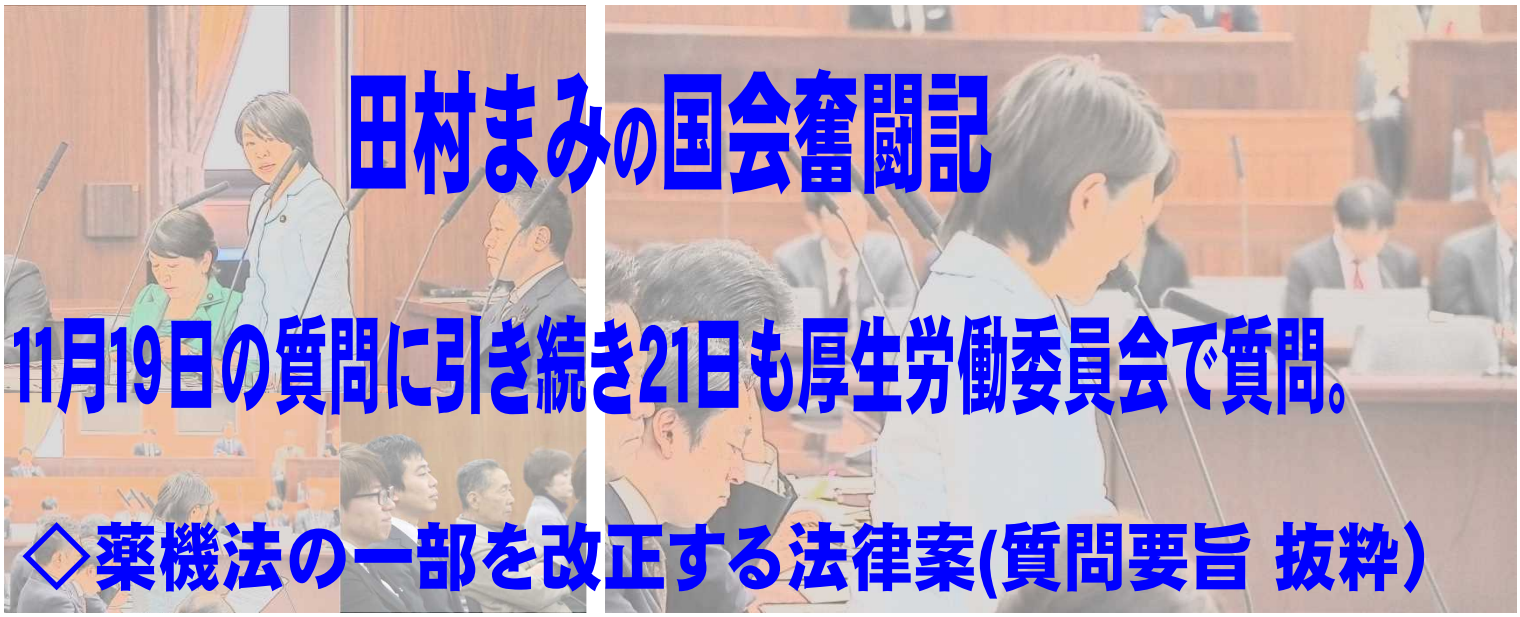

田村まみの国会奮闘記

11月19日の質問に引き続き21日も厚生労働委員会で質問。

◇薬機法の一部を改正する法律案(質問要旨 抜粋)

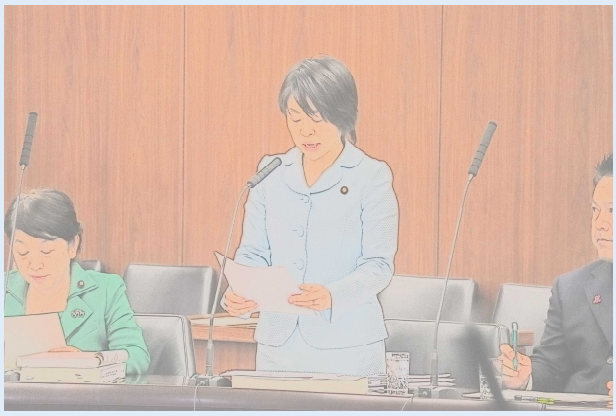

私は希少疾病や難病に苦しむ患者さんが、革新的な新薬をより早く使用できるよう規定されている「先駆け審査制度」や「条件付き早期承認制度」を法制化することは、病に苦しむ患者さんやその家族に有益な制度であると捉えます。さらに、日本の創薬環境が整備されることで、**企業の開発意欲や日本市場の魅力が高まると認識しています。**

◇医薬品等をより安全・迅速・効率的に提供するための開発から市販後までの制度改善について

「先駆け審査制度」と「早期承認制度」の法制化は、疾患に応じた医薬品によって、早期の社会復帰実現や健康で長生きできる社会にも貢献可能な制度です。だからこそ、承認審査を行う機関体制の健全な運営や副作用情報の適切な把握と対応など、.安全性の確保に向けた取り組みを同時に進めていくことが極めて重要であります。また、イノベーションを評価できる薬の価格を決めるルールがなければ、この制度は機能しなくなります。

◇住み慣れた地域で患者が安心して治療を受けることができるようにするための薬剤師・薬局のあり方の見直しについて

薬剤師による継続的な服薬指導や情報の一元化は、患者に資することです。薬剤師の対人業務を高めるための議論はされていますが、1つのかかりつけ薬局に絞ることは薬歴管理、服薬指導による健康を手にするために患者自身が取るべき行動で、院内処方ではできない患者側のメッリットです。市販薬や健康食品の情報も1冊のお薬手帳に記載していくなど患者の行動・意識等の調査が必要と考えています。

《田村まみの本会議（27日）・厚生労働委員会質疑（19日・21日）の模様が閲覧できます》

①参議院のホームページを開く（http://www.sangiin.go.jp/）

②トップページの中段辺りの左側にあるバナー「参議院審議中継」をクリック
③画面左側「会議名からの検索」欄内にて会議名「本会議」・「厚生労働委員会」を選んでクリック
④該当の開催日(11月19日・21日・27日)の行の「会議の経過発言者等」で「発言者（真ん中）のアイコン」をクリック
⑤発言者一覧で「田村まみ」を選んでクリック　⑥動画配信方法を選択し、「決定」をクリック
尚、各国会、会期終了日から１年が経過した日までの分しか記録されません

田村まみ@応縁団のご登録・ご紹介お願いします。